

公開日: 2023/11/02 (掲載号: No.542)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第74話】「必要経費（交際費）の判断基準」

筆者: 八ッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第74話】

「必要経費（交際費）の判断基準」



公認会計士・税理士 八ッ尾 順一

税務調査から帰ってきた浅田調査官は、中尾統括官のデスクに直行する。

カバンを持ったまま立っている浅田調査官は、稟議書を熱心に読んでいる中尾統括官に声をかける。

「・・・調査から帰ってきたのですが・・・」

中尾統括官は、驚いたように顔を上げる。

「・・・ああ、ご苦労さん・・・」

再び、稟議書を読もうとする中尾統括官に、浅田調査官は、もう一度、声をかける。

「・・・ちょっと・・・質問があるのですが・・・」

怪訝そうな顔をした中尾統括官は、浅田調査官を見る。

「・・・なんだい？」

浅田調査官は、持っていたカバンを中尾統括官のデスクの上に置いて、話し始める。

「・・・今日、調査に行った弁護士事務所のことなんですが・・・帳簿上、交際費として支出されている金額が多く、その中に、必要経費とされない『家事関連費』のようなものが含まれていました・・・」

浅田調査官は、カバンから一覧表のコピーを取り出し、「これが3年間の交際費の一覧表です」と言って、中尾統括官に見せる。

「・・・ほう・・・毎年900万円くらいの交際費を支出しているのか・・・」

中尾統括官は、一覧表を見て、驚いた表情をする。

「・・・ここに示されている交際費は、ほとんどが飲食代ということか・・・これだけ飲み食いをする、逆に身体を壊すのでは・・・」

中尾統括官は、苦笑する。

「・・・本来、弁護士や税理士などの業種は・・・顧客から接待を受けても、自ら接待をすることはあまりないと思えるのですが・・・」

浅田調査官は、答える。

「そうだな」

中尾統括官は、頷く。

「・・・弁護士が言うには、将来、顧客になってくれる可能性のある人と飲食をともにしているのだから、これらの支出は営業のための活動費用なんだ・・・」

浅田調査官は、弁護士の主張をそのまま伝える。

「・・・所得税法37条では、必要経費について・・・『販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用』・・・と規定していますが・・・」
浅田調査官は税務六法を広げて、所得税法施行令96条1項1号を読み上げる。

家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

(下線：筆者)

「このような経費は、家事関連費に該当しないと施行令では規定していますが・・・この『業務の遂行上必要』の範囲なのですが・・・」
浅田調査官は、中尾統括官の顔を見る。

「・・・必要経費の判断基準として・・・東京高裁平成24年9月19日判決の『弁護士交際費事件』が参考になると思う・・・」

そう言うと、中尾統括官は、パソコンに弁護士交際費事件の判決文を表示して、判旨の一部を読み上げる。

これに対し、被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(下線：筆者)

「・・・東京高裁の原審である東京地裁平成23年8月9日判決は、必要経費に『直接性』を求めていたが、その判断を斥けている・・・」

「・・・ということは、必要経費の範囲が広がったということですか？」
浅田調査官は、尋ねる。

「・・・この東京高裁の判決は、事例判決ともいわれているが、僕は、文理解釈上、東京高裁の判断は正しいと思う・・・」

中尾統括官は、判決文を見ながら言う。

「・・・ところで・・・今回の税務調査の件ですが・・・この弁護士が主張する将来の顧客を獲得するための支出金（交際費）について、必要経費として認められるのでしょうか・・・」

浅田調査官は、再度、尋ねる。

「・・・そうだなあ・・・明らかに友人との飲食であれば、もちろん必要経費を否認することはできるが・・・」

中尾統括官は、思案顔になる。

「・・・法人税の交際費と所得税の交際費では、その範囲は違うのでしょうか？」

浅田調査官は、中尾統括官に問いかける。

「所得税法には、必要経費の規定しかない・・・それに対して、法人税では、租税特別措置法で交際費等の具体的な規定をしているから、一概に比較はできない・・・また、所得税では必要経費と認められる交際費は、全額、費用として認められるが、法人税では、交際費は、原則損金不算入の取扱いになっている・・・ただし、中小企業は、800万円まで損金算入できるが・・・」

中尾統括官は、若い頃、部門の交流で、法人課税部門に5年間勤務したことがある。

「・・・僕の経験からすると、交際費については、法人税の方が所得税よりも範囲は広いように思える・・・すなわち、個人の交際費の方が、税務調査では、厳しい取扱いをするようだ・・・それに対し、法人、特に中小企業は、800万円という損金算入の枠を持っているから、交際費と認定してもその枠内であれば、課税されないということが影響しているのだろう・・・」

中尾統括官は、昔のことを思い出しながら説明する。

「・・・ということは、今回の弁護士の交際費支出については、厳しく取り扱ってもよいということですか？」

浅田調査官は、元気よく反応する。